

1225

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人聖粒会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
 ☒ その他

③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 熊本県熊本市西区島崎 6 丁目 1 番 27 号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和 53 年 2 月 22 日

(4) 設立登記年月日 昭和 53 年 3 月 1 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	蓮田 健	病院管理者
理 事	蓮田 禮子	
同	蓮田 真琴	
同	蓮田 明日香	
監 事	吉川 榮一	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
病院	慈恵病院	4310118510	熊本市西区島崎 6-1-27	一般病床 98 床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
児童福祉法に定める助産施設の経営	熊本県熊本市西区島崎 6-1-27	
児童福祉法に定める児童の福祉増進相談事業	熊本県熊本市西区島崎 6-1-27	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年6月23日 令和4年度決算の決定
 令和6年3月29日 令和6年度予算案の承認

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当事項はありません

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当事項はありません

(7) その他

該当事項はありません

様式 2

法人名 医療法人聖粒会

※医療法人整理番号 01225

所在地 熊本市西区島崎6-1-27

財 産 目 録
(令和 6年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	4,083,823 千円
2. 負 債 額	1,268,432 千円
3. 純 資 産 額	2,815,391 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	1,386,055
B 固 定 資 産	2,697,768
C 資 産 合 計 (A + B)	4,083,823
D 負 債 合 計	1,268,432
E 純 資 産 (C - D)	2,815,391

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(☒ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 1

法人名 医療法人聖粒会

※医療法人整理番号 0 1 2 2 5

所在地 熊本市西区島崎6-1-27

貸 借 対 照 表

(令和 6年 3月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	1,386,055	I 流 動 負 債	201,993
現金及び預金	1,072,658	買 掛 金	13,735
事業未収金	209,904	短 期 借 入 金	83,088
たな卸資産	12,230	未 払 金	76,285
前払費用	823	未払法人税等	19,288
その他の流動資産	90,440	未払消費税等	0
II 固 定 資 産	2,697,768	預 り 金	9,180
1 有 形 固 定 資 産	2,669,744	仮 受 金	416
建 物	1,070,394	II 固 定 負 債	1,066,439
構 築 物	36,046	長 期 借 入 金	1,042,824
医療用器械備品	34,516	退職給付引当金	6,815
その他の器械備品	15,965	その他の固定負債	16,800
車両及び船舶	0	負 債 合 計	1,268,432
土 地	1,501,306	純 資 産 の 部	
リース資産		科 目	金 額
その他の有形固定資産	11,516	I 資 本 剰 余 金	30,000
2 無 形 固 定 資 産	8,044	資 本 準 備 金	30,000
ソフトウェア	6,428	II 利 益 剰 余 金	2,785,391
その他の無形固定資産	1,617	別 途 積 立 金	1,550,000
3 そ の 他 の 資 産	19,980	固定資産圧縮積立金	4,779
有 価 証 券	8,340	繰越利益剰余金	1,230,612
保 険 積 立 金	10,785	純 資 産 合 計	2,815,391
そ の 他 の 資 産	856	負債・純資産合計	4,083,823
資 産 合 計	4,083,823		

様式 4 - 1

法人名 医療法人聖粒会

※医療法人整理番号 0 1 2 2 5

所在地 熊本市西区島崎6丁目1-27

損 益 計 算 書
(自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		1,767,685
2 事業費用		
(1)事業費	1,836,347	
(2)本部費	0	1,836,347
本来業務事業利益		△ 68,662
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		15,439
2 事業費用		17,335
附帯業務事業損失利益		△ 1,896
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		
事業利益		△ 70,558
II 事業外収益		
受取利息	28	
その他の事業外収益	197,043	197,071
III 事業外費用		
支払利息	6,342	
その他の事業外費用	3,761	10,102
経常利益		116,410
IV 特別利益		
固定資産売却益		
その他の特別利益	2,200	2,200
V 特別損失		
固定資産除却損	3,569	
その他の特別損失	985	4,554
税引前当期純利益		114,056
法人税・住民税及び事業税	31,935	31,935
法人税等調整額	0	0
当期純利益		82,122

法人名 医療法人聖粒会

※医療法人整理番号 0 1 2 2 5

所在地 熊本県熊本市島崎6-1-27

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人聖粒会

理事長 蓮田 健 殿

私は、医療法人聖粒会の令和 5 年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 6 年 5 月 26 日

医療法人聖粒会

監事

